

青森県報

第二千八百七十一号

平成十九年
十二月十七日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(商工政策課) ……一

告 示

遊漁規則の変更認可……………(水産振興課) ……一

右 同……………(同) ……二

右 同……………(同) ……二

公 告

肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) ……三

県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……三

出先機関

土地改良区の定款変更の認可……………(西北地域) ……三

右 同……………(同) ……三

公営企業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程(経営管理課) ……四

規 則

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百五号

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県貸金業者登録申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例(平成十九年十月青森県条例第七十二号)の施行期日は、平成十九年十二月十九日とする。

告 示

青森県告示第百五十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業者の住所及び名称

西津軽郡深浦町大字追良瀬字広野一二番地 追良瀬川内水面漁業協同組合

二 認可年月日 平成十九年十二月三日

三 漁業権の免許番号 内共第三号

四 変更の内容

遊漁規則に、次の内容を付け加える。

(県内共通遊漁承認証に関する事項)

第9条

この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第7条の規定にかかわらず、次の表

の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじま す、ひめます(鳶沼のみ)、う ぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	一五、 円
渓流魚	やまめ、いわな、にじま、ひ めます(鳶沼のみ)、うぐい、 こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	八、 円

2. 前項の遊漁料の納付場所及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

三戸郡三戸町大字八日町二七番地 青森県内水面漁業協同組合連合会

3. 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式(3)のとおりとする。

4. 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5. 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

様式(3)

第9条第3項に規定する共通遊漁承認証

年度 県内共通遊漁承認証

No.

遊漁者	住所	氏名	年令	有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日	魚種	遊漁料 交付年月日
	住所					

(遊漁に際し守るべき事項)「第9条」を「第10条」に、(漁場監視員)「第

10条」を「第11条」に、(違反者に対する措置)「第11条」を「第12条」に改める。

五 施行の日 平成十九年十二月三日

青森県告示第八百五十五号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

西津軽郡鰯ヶ沢町大字赤石町字砂山一四六番地 赤石水産漁業協同組合

二 認可年月日 平成十九年十二月三日

三 漁業権の免許番号 内共第五号

四 変更の内容

遊漁規則の(遊漁料の額及び納付方法)第7条第1項「五〇円」を「二〇〇円」に、表中「四〇〇円」を「八〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

五 施行の日 平成十九年十二月三日

青森県告示第八百五十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十九条第三項の規定により次のとおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 漁業権者の住所及び名称

西津軽郡鰯ヶ沢町大字姥袋町字大磯二七番地五 赤石地区漁業協同組合

二 認可年月日 平成十九年十二月三日

三 漁業権の免許番号 内共第五号

四 変更の内容

遊漁規則の(遊漁料の額及び納付方法)第7条第1項「五〇円」を「二〇〇円」に、表中「四〇〇円」を「八〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「六、〇〇〇円」に改める。

五 施行の日 平成十九年十二月三日

公 告

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年十二月十日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四三号	肥料の種類 肉骨粉	肥料の名称 ルチキンミ ー	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 九・〇 りん酸全量 七・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 三共理化工業 株式会社 東京都渋谷区 代々木一丁目 五七の六
----------------------	--------------	---------------------	---	----------------------------	---

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、上北地区の県営土地改良事業(農村振興総合整備事業(農業用排水施設整備)(農道整備)(計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供す

平成十九年十二月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月十八日から平成二十年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成十九年十一月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年十二月十七日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成十九年十一月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十九年十二月十七日

西北地域県民局長 神 豊 勝

公 営 企 業

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年十二月十七日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第二十二号

青森県病院局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県病院局の組織等に関する規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「医療連携室」を「患者・家族相談支援室」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年十二月十八日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭